

（設置）

**第 1 条** 本市は、別に定めるものを除き、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定による児童福祉施設として次に掲げる施設（以下「児童福祉施設」という。）を設置する。

- （1） 母子生活支援施設
- （2） 保育所
- （3） 児童厚生施設
- （4） 福祉型障害児入所施設
- （5） 福祉型児童発達支援センター
- （6） 医療型児童発達支援センター
- （7） 児童心理治療施設

（名称、位置及び定員）

**第 2 条** 施設の名称、位置及び定員は、別表 1 のとおりとする。

（開園時間及び休園日等）

**第 3 条** 保育所の開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は休園日を設けることができる。

- （1） 開園時間 午前 7 時から午後 7 時（札幌市しせいかん保育園にあっては午後 10 時、札幌市二十四軒南保育園及び札幌市大通夜間保育園にあっては午前 0 時）まで
- （2） 休園日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

2 福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター（以下これらを「支援センター」という。）並びに児童心理治療施設（通所に係る部分に限る。）の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は休館日を設けることができる。

- （1） 開館時間 午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで
- （2） 休館日 日曜日、土曜日、祝日法に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

3 市長は、保育所の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、保育所の休園日について規則で別に定めることができる。

（福祉型障害児入所施設及び支援センターの利用資格）

**第4条** 福祉型障害児入所施設を利用できる者は、自閉症を主とする発達障害のある者で、次の各号に掲げる支援等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 法第7条第2項に規定する障害児入所支援 次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 満18歳未満の者で、その保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が指定入所支援（法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に係る法第24条の3第4項に規定する入所給付決定を受けた者であるもの

イ 満18歳未満の者で、法第27条第1項第3号の規定による措置を受けたもの

ウ その他市長が認めた者

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。） 次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 満18歳未満の者で、その保護者が短期入所に係る障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定短期入所」という。）に係る障害者総合支援法第19条第1項に規定する支給決定を受けた者（同項の保護者に限る。）であるもの

イ 満18歳未満の者で、法第21条の6の規定による措置を受けたもの

ウ 指定短期入所に係る障害者総合支援法第19条第1項に規定する支給決定を受けた者（同項の保護者を除き、市長が認めた者に限る。）

エ その他市長が認めた者

2 福祉型児童発達支援センターを利用できる者は、次の各号に掲げる支援の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。） 次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当する者

(ア) 満18歳未満の者で、家庭から通園可能なもの

(イ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に就学していない者

(ウ) その保護者が児童発達支援に係る指定通所支援（法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援」という。）に係る通所給付決定（法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）を受けた者である者

イ ア(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者で、法第21条の6の規定による措置を受けたもの

ウ その他市長が認めた者

- (2) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。） 次のアからウまでのいずれかに該当する者
- ア 満18歳未満の者で、その保護者が保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）に係る通所給付決定を受けた者であるもの
- イ 満18歳未満の者で、法第21条の6の規定による措置を受けたもの
- ウ その他市長が認めた者
- (3) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。） 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者
- (4) 障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。） 障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（18歳未満の者に限る。）の保護者
- (5) 障害者総合支援法第5条第19項に規定する基本相談支援（以下「基本相談支援」という。） 法第4条第2項に規定する障害児又はその保護者若しくは介護を行う者
- 3 医療型児童発達支援センターを利用できる者は、次の各号に掲げる支援の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
- (1) 法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。） 次のアからウまでのいずれかに該当する者
- ア 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当する者
- (ア) 満18歳未満の肢体不自由児であつて、その障害の程度、家庭の状況等を勘案し、家庭から通園させることによって十分にその療育効果が得られるもの
- (イ) 前項第1号ア(イ)に掲げる者
- (ウ) その保護者が医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）に係る通所給付決定を受けた者である者
- イ ア(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者で、法第21条の6の規定による措置を受けたもの
- ウ その他市長が認めた者
- (2) 保育所等訪問支援 前項第2号アからウまでのいずれかに該当する者
- (3) 障害児相談支援 前項第3号に定める者
- (4) 計画相談支援 前項第4号に定める者
- (5) 基本相談支援 前項第5号に定める者  
(利用の承認等)

**第5条** 保育所、福祉型障害児入所施設又は支援センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認（以下「利用承認」という。）をする場合において、施設の管理運営上必要があると認めるときは、それらの利用について条件を付することができる。

(使用料又は手数料)

**第6条** 次に掲げる保育等については、使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

- (1) 保育所で行う特定教育・保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育をいい、同項に規定する支給認定教育・保育又は同法第28条第1項第1号の規定による特定教育・保育に限る。以下同じ。）、特別利用保育（同項第2号に規定する特別利用保育をいう。以下同じ。）、時間外保育（同法第59条第2号に規定する時間外保育をいう。以下同じ。）及び一時預かり（同法第10号に規定する一時預かり事業により乳児（法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。以下同じ。）又は幼児（法第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。以下同じ。）を一時的に預かり、必要な保護を行うことをいう。以下同じ。)
  - (2) 福祉型障害児入所施設で行う指定入所支援及び指定短期入所
  - (3) 支援センターで行う指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定保育所等訪問支援、障害児相談支援及び計画相談支援
- 2 使用料等の額は、別表2のとおりとする。
- 3 使用料等は、市長が別に定める場合に限り、これを減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

**第7条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の不承認)

**第8条** 市長は、次の各号（札幌市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年条例第48号）第23条ただし書に該当する保育所にあつては、第1号を除く。）のいずれかに該当する場合は、利用承認をしない。

- (1) 利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）の数が定員に達している場合
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (3) 施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (4) その他施設の管理運営上支障があると認める場合

(承認の取消し)

**第9条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認の条件を変更し、保育所、福祉型障害児入所施設若しくは支援センターの利用の停止を命じ、又は利用承認を取り消すことができる。

- (1) 前条第2号、第3号又は第4号に該当する場合
- (2) 利用者が利用承認の条件に違反した場合
- (3) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反した場合
- (4) 偽りその他不正な手段により利用承認を受けた場合

- (5) 利用を中止する旨の申出があった場合
- (6) 利用の必要がなくなつたと認められる場合
- (7) 公益上やむを得ない事由が生じた場合  
(入館の制限等)

**第10条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、児童福祉施設に入館しようとしている者の入館を禁じ、又は児童福祉施設に入館している者に児童福祉施設からの退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (3) その他児童福祉施設の管理運営上支障があると認める場合  
(賠償)

**第11条** 児童福祉施設の施設、備品等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。  
(管理の代行等)

**第12条** 市長は、母子生活支援施設、保育所又は医療型児童発達支援センター（札幌市みかほ整肢園に限る。以下この条及び次条において同じ。）の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にそれぞれの施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に母子生活支援施設、保育所又は医療型児童発達支援センターの管理を行わせている場合で、当該指定管理者に係る指定の期間の満了後引き続き指定管理者の指定をしようとするときは、当該管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定にかかわらず、公募によることなく、当該管理を行っている団体に同条例第3条の規定による申込みを求めることができる。

3 第1項の規定により指定管理者に母子生活支援施設、保育所又は医療型児童発達支援センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる施設の種類ごとに、当該各号に定める業務とする。

(1) 母子生活支援施設

ア 施設の維持及び管理

イ 母子保護の実施及び母子の自立促進のための生活支援に関すること。

ウ ア及びイに掲げる業務に付随する業務

(2) 保育所

ア 施設の維持及び管理（市長が定めるものを除く。）

イ 特定教育・保育、特別利用保育、時間外保育及び一時預かりの実施に関すること。

ウ ア及びイに掲げる業務に付随する業務

(3) 医療型児童発達支援センター

ア 施設の維持及び管理（市長が定めるものを除く。）

イ 医療型児童発達支援（市長が定めるものを除く。）、保育所等訪問支援、障害児相談支援、計画相談支援及び基本相談支援の実施に関すること。

ウ 利用承認に関すること。

エ アからウまでに掲げる業務に付随する業務

4 第1項の規定により指定管理者に母子生活支援施設の管理を行わせる場合における第10条の規定の適用については、同条中、「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

5 第1項の規定により指定管理者に保育所の管理を行わせる場合における第3条第1項及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

6 第1項の規定により指定管理者に医療型児童発達支援センターの管理を行わせる場合における第3条第2項、第4条第3項、第5条及び第8条から第10条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金の收受等)

**第13条** 前条第1項の規定により指定管理者に保育所又は医療型児童発達支援センターの管理を行わせる場合においては、当該指定管理者に当該保育所又は当該医療型児童発達支援センターの利用（保育所にあつては、時間外保育及び一時預かりに係るものに限る。）に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 前項の場合においては、第6条第1項の規定にかかわらず、保育所又は医療型児童発達支援センターの利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額については、指定管理者が、別表2の規定による使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。

4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

**第14条** この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

**附 則 (略)**

別表 1

種類	名称	位置	定員
母子生活支援施設	札幌市しらぎく荘	札幌市白石区菊水 5 条 2 丁目	20 世帯
保育所	札幌市北区保育・子育て支援センター	札幌市北区北 25 条西 3 丁目	120 人
	札幌市東区保育・子育て支援センター	札幌市東区北 9 条東 7 丁目	120 人
	札幌市白石区保育・子育て支援センター	札幌市白石区南郷通 1 丁目南	120 人
	札幌市豊平区保育・子育て支援センター	札幌市豊平区月寒東 1 条 4 丁目	120 人
	札幌市西区保育・子育て支援センター	札幌市西区二十四軒 3 条 5 丁目	120 人
	札幌市手稲区保育・子育て支援センター	札幌市手稲区手稲本町 3 条 2 丁目	120 人
	札幌市あけぼの保育園	札幌市中央区南 11 条西 10 丁目	90 人
	札幌市しせいかん保育園	札幌市中央区南 3 条西 7 丁目	120 人
	札幌市新川保育園	札幌市北区新川 1 条 5 丁目	120 人
	札幌市新琴似保育園	札幌市北区新琴似 8 条 3 丁目	90 人
	札幌市みかほ保育園	札幌市東区北 19 条東 5 丁目	110 人
	札幌市東白石保育園	札幌市白石区南郷通 8 丁目北	90 人
	札幌市東札幌保育園	札幌市白石区東札幌 3 条 3 丁目	90 人
	札幌市青葉保育園	札幌市白石区菊水 5 条 2 丁目	100 人
	札幌市美園保育園	札幌市豊平区美園 5 条 7 丁目	100 人
	札幌市豊園保育園	札幌市豊平区美園 5 条 1 丁目	90 人
	札幌市山の手保育園	札幌市西区山の手 4 条 8 丁目	120 人
	札幌市二十四軒南保育園	札幌市西区二十四軒 1 条 4 丁目	90 人
	札幌市大通夜間保育園	札幌市中央区大通東 4 丁目	60 人
	札幌市菊水乳児保育園	札幌市白石区菊水 5 条 1 丁目	30 人
	札幌市豊園乳児保育園	札幌市豊平区美園 5 条 1 丁目	30 人
	札幌市澄川乳児保育園	札幌市南区澄川 2 条 5 丁目	30 人
	札幌市山の手乳児保育園	札幌市西区山の手 4 条 8 丁目	30 人

児童厚生施設	札幌市円山北町児童遊園 札幌市伏見児童遊園 札幌市清華亭児童遊園 札幌市くさぶえ児童遊園 札幌市北栄児童遊園 札幌市本郷児童遊園 札幌市白石児童遊園 札幌市白石中央児童遊園 札幌市菊水児童遊園 札幌市美園児童遊園 札幌市月寒児童遊園 札幌市琴似まりも児童遊園	札幌市中央区北7条西26丁目 札幌市中央区南13条西23丁目 札幌市北区北7条西7丁目 札幌市東区北19条東18丁目 札幌市東区北19条東10丁目 札幌市白石区南郷通10丁目北 札幌市白石区南郷通5丁目北 札幌市白石区平和通1丁目北 札幌市白石区菊水5条2丁目 札幌市豊平区美園2条2丁目 札幌市豊平区月寒東1条4丁目 札幌市西区八軒1条西1丁目	/
福祉型障害児入所施設	札幌市自閉症児支援センター	札幌市豊平区平岸4条18丁目	短期入所 以外の入所 27人  短期入所 5人
福祉型児童発達支援センター	札幌市はるにれ学園 札幌市かしわ学園	札幌市中央区北7条西26丁目 札幌市豊平区平岸4条18丁目	30人 40人
医療型児童発達支援センター	札幌市みかほ整肢園 札幌市ひまわり整肢園	札幌市東区北17条東5丁目 札幌市豊平区平岸4条18丁目	40人 30人
児童心理治療施設	札幌市児童心理治療センター	札幌市豊平区平岸4条18丁目	入所 23人  通所 5人



別表 2

施設の種類	保育等の内容	使用料等の額
保育所	特定教育・保育	1月につき、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）
	特別利用保育	1月につき、子ども・子育て支援法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）
	時間外保育	1時間につき、100円（市長が別に定める時間帯（1日につき、1時間に限る。）にあっては、200円）
	一時預かり	<p>1日につき、次の各号に掲げる当該一時預かりに係る乳児又は幼児の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 保護者の短時間の労働、傷病等の事由により家庭における保育を受けることが一時的に困難であると市長が認めた乳児 2,000円</p> <p>(2) 前号の事由により家庭における保育を受けることが一時的に困難であると市長が認めた幼児（3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。） 2,000円</p> <p>(3) 第1号の事由により家庭における保育を受けることが一時的に困難であると市長が認めた幼児（3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。） 1,200円</p> <p>(4) 第1号に該当する乳児以外の乳児 2,700円</p>

		<p>(5) 第2号及び第3号に該当する幼児以外の幼児 (3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。) 2,700円</p> <p>(6) 第2号、第3号及び前号に該当する幼児以外の幼児 1,600円</p>
福祉型障害児 入所施設	指定入所支援	<p>1月につき、次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 法第24条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定入所支援に要した費用(同条第1項に規定する入所特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した費用の額)</p> <p>(2) 食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として市長が別に定める額</p>
	指定短期入所	<p>1月につき、次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定短期入所に要した費用(同条第1項に規定する特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に指定短期入所に要した費用の額)</p> <p>(2) 食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として市長が別に定める額</p>
支援センター	指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援	<p>1月につき、次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(同条第1項に規定する通所特定費用を除く。))</p>

		<p>の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)</p> <p>(2) 食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として市長が別に定める額</p> <p>(3) 法第 21 条の 5 の 29 第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額</p>
	障害児相談支援	<p>法第 24 条の 26 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に障害児相談支援に要した費用の額)</p>
	計画相談支援	<p>障害者総合支援法第 51 条の 17 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に計画相談支援に要した費用の額)</p>